

様式第9号（第11条関係）

許 可 証

4つくば環衛第873号

令和5年(2023年)3月30日

住 所 茨城県ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2
申請者 氏 名 勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男

つくば市長 五十嵐 立 青



令和5年(2023年)2月9日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	0 1 0 2 1
営 業 所 の 名 称	勝田環境 株式会社
営 業 所 の 所 在 地	茨城県ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物（木くず）
処 理 区 分	収集運搬（積替保管を除く）
営 業 区 域	収集運搬の区域：つくば市内全域 廃棄物の処分先：勝田環境 株式会社 (ひたちなか市高野大房地 1967-2)
許 可 期 間	令和5年(2023年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びつくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、その他関係法令を遵守するほか、市長の指示・指導に従うこと。
手 数 料	金 7, 0 0 0 円（許可申請手数料）

4つくば環衛第874号
令和5年(2023年)3月30日

勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男 様

つくば市長 五十嵐 立 青



つくば市内における一般廃棄物処理業の早急な開始について (通知)

令和5年(2023年)3月30日付け4つくば環衛第873号にて、貴社のつくば市内における一般廃棄物処理業の許可を決定し許可証の交付を行いました。令和5年(2023年)2月28日現在まで、市内における貴社の一般廃棄物処理実績を確認できておりません。

つくば市一般廃棄物処理業許可基準において、申請者の基準の1つとして、「申請者は、一般廃棄物の処理業の適正な処理を継続して行う事業計画を有すること。」と定めています。

つきましては、早急に市内における一般廃棄物処理業を開始するとともに、実績報告書や委託契約書の写し等の書類を環境衛生課に御提出ください。

なお、次回許可更新時まで、一般廃棄物処理実績や委託契約書の写し等確認できない場合、許可更新ができない場合がございますので、御了承ください。

問合せ先：つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市環境衛生課 計画管理係

担当 山成、清水

TEL 029-883-1111 (内線 4370、4371)

FAX 029-868-7592

E-mail evm031@city.tsukuba.lg.jp